

午前10時00分 開会

議長（野口哲男君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

15番（松川峰生君） それでは、2点お聞きしたいと思います。

まずは36ページ、6款1項、コード0381有害鳥獣被害防止に要する経費についてお尋ねをしたいと思っておりますので、担当課の方はお入りください。

今回、補正予算で200万上がっております。まず、この中身についてお話をさせていただきたいと思っております。

実は私、先月2日に山香の「風の郷」ですか、あそこで生まれて初めてイノシシとシカの肉を食べました。行くときに、食べたことがないので、どんな味がなということ、うわさによるとおいが少しあるとか、ないとかいうことを聞きまして、1番にはしはつけなかったのですけれども、食べてみたら、これがまた意外とおいしいということ、先ほど会派の中でお話を聞いたら、諸先輩が、「それは血抜きの技術があるのだろう」ということで、あと、すかつとして、普通のお肉よりもたくさん食べられるかなということ、お値段も手ごろだったので、たまたまお聞きしまして、「たくさんとれるのですか」と言ったら、近ごろは大変よく出るということ、これはすごいなと思ってこの資料を見たところ、別府市にもこれだけ追加予算があるということは、そういう鳥獣が出るのではないかなと思ひまして、今回質問をさせていただきました。

そこで、この200万に対する中身についてお聞かせ願いたいと思っております。

農林水産課長（筑浜 直君） お答えいたします。

今回、200万円の増額補正をお願いしている分につきましては、当初、450頭イノシシとシカを捕獲すると見込んでおりましたが、決算見込みによりまして、650頭捕獲できるということで、1頭当たり1万円で……（発言する者あり）。450頭見込んでおりましたが、決算見込みで650頭が捕獲できるということで、1頭当たり1万円、200頭の増加で増額補正をお願いしているものでございます。

15番（松川峰生君） 200頭ということで、1頭当たり1万円。この追加が出た要因、こういう動物が出てくる原因といいますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

農林水産課長（筑浜 直君） お答えいたします。

一説によりまして、温暖化により有害鳥獣、有害鳥獣の子の若齢児といいますが、子どものときの死亡率が低下し、より多くの個体が定住となった。それから、また田畑の耕作放棄地、これの増加により有害鳥獣が捕食するえさ、生育環境がよくなったことも原因と言われております。

15番（松川峰生君） 私は、恐らく議員の皆さん、執行部の皆さんも直接こういう動物を自然に見ることはないと思うのですが、まず1点、どういう地域に出るのか。それから農作物の影響。新聞等で報道されているのを見た記憶はないのですけれども、昨年かことしにかけて新聞・テレビ等で、他県ではイノシシが町の中に出てくる、里の方に出てきて、警察官もけがをするという状況を報道で見ました。そういうことは今、別府市で行われてないと思うのですが、実際には先ほど申し上げましたように、どういう地域で、またどういう農作物が荒らされているのかということ、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

農林水産課長（筑浜 直君） お答えいたします。

主に中山間地域、別府でいいますと天間、内成、東山、城島など、そういう中山間地に

出没をしております。

それから……（「課長、知らないの、何でも教えてください」と呼ぶ者あり）一応えさとなりますのは、特に稲を刈り取った後の発生します物、それから農作物のかす、それから果樹なんかの残り、それからまたタケノコ、それからイノシシ等はミミズ等を捕食して生息しているものと思われる。

15番（松川峰生君） ありがとうございます。今、この捕獲をする方たち、恐らくわなもありましようけれども、銃、その他で捕獲するのではないかなと思います。その方たちの人数、おおよそで結構です。それから、恐らく高年齢に達しているのではないかなと思います。そこで、この方たちの育成はどのように行政として考えているのでしょうか。

農林水産課長（筑浜 直君） 一応、猟友会に所属しております捕獲班というのがございまして、これが7班、58名現在おります。

それから、21年度は5回の狩猟期間を設けて、1回が約2カ月、全体で289日を捕獲期としております。これは通常に比べて、日にちが大分ふえております。（発言する者あり）

今、捕獲班も高齢者がふえておりますので、なかなか難しい状況がございまして、お願いをして、とっている状況でございます。

15番（松川峰生君） やはりどの組織もだんだん高齢化して、大変厳しい審査があるのではないかな。やはり銃とか使いますと、いろんな危険なこともあると思います。それを、そういう方たちがいなくなれば、またこういう有害鳥獣の問題も多々深刻化するのではないかな、そう考えております。

そこで、やはり行政としてもそういう方たちをフォローするためにいろんな指導あるいは啓発をして、その方たちを、少しでもそういう人数を維持する。なぜかと申しますと、少なくとも補正追加が出るということは、それだけ有害鳥獣がふえているのではないかな。やっぱり危険性があると思います。特に子どもたち、あの大きいのが突進したら生命にかかわる状況にもなるのではないかなと思います。今のところ出ていませんけれども、どうぞ行政担当課としましても、今後しっかりとそういう方たちとお話をして、そして害を及ぼさないように、またせっかく農家の方たちがつくった貴重なそういう産物に被害がないように取り組んでいただければなと思います。どうぞ、よろしく願います。

次に、39ページの別府市民ホールに要する経費についてお伺いしたいと思いますが、よろしく願います。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

これは、財団法人地域創造が宝くじの普及・広報を図るために実施する地域の文化芸術活動支援事業助成金を活用いたしまして、ピーコンプラザの指定管理者が開館15周年記念事業といたしまして、「別府市民オペレッタ劇場」を開催いたします。この予算につきましては、市民ホールの設置者である別府市の予算を経由して、事業実施者である指定管理者に間接的に助成をされるため、今回、歳入・歳出同額の500万円を計上させていただいております。

オペラが大体歌劇でございますが、オペレッタとは、軽歌劇でございます、歌だけではなくせりふが入るようでございます。今回は市民参加型のオペレッタでございます、すでに別府市民を中心とした50人が、昨年9月から練習をしているようでございます。

総事業費につきましては、1,113万円を実施をされますが、助成金の500万円を差し引いた不足分の613万円につきましては、指定管理者が入場料収入188万3,000円と、指定管理者の自己財源424万7,000円を充てる予定でございます。

15番（松川峰生君） 中身につきまして、私もオペレッタがどういうものか、今、担当課からお聞きしました。これの誘致にかかる経費、今聞きましたけれども、ピーコンプ

ラザ開館15周年、これはこの単年度だけなのか。また、今後こういうことを誘致して、計画があるのかどうか教えてください。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

この事業につきましては、今回の単年度事業となっております。

15番（松川峰生君） 先ほど次長の方からこの助成金500万、全部で、残りは指定管理者の方からということで、その財源につきましては、下にありますこの資料をいただきました。チケット3,000円、1,500円、2,000円とあります。このチケットの販売については、行政はかかわりを持つのかどうか。いやいや、もう指定管理者の方ですべてさばくのかどうか。そういう打ち合わせはどのようになっていますでしょうか。

観光まちづくり課長（清末広己君） このチケット販売につきましては、すべて指定管理者の方がとり行います。別府市としては、一切かかわっておりません。

15番（松川峰生君） せっかく一回きりということで、広く、アルゲリッチまでは無理にしても、でき得る限り、まだ時間がありますので、しっかりと行政も啓発にお手伝いをして、一人でも多く市民の方にこういう珍しいものを見ていただく、また聞いていただくということで、最大の努力をお願いして、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

2番（加藤信康君） 8款の別府市民ホールに要する経費ということで質問通告をさせていただきましたが、今、松川議員の方がある程度質問をされましたので、少し不足する分についてお聞きをしたいと思います。

オペレッタの、「市民」という名前がついて「市民オペレッタ」ということで、今回このピラもいただきましたけれども、この15周年記念事業、これを誘致した主力、要はリンクージが探してきたのか、それとも観光まちづくり課が中心になったのか、それとも一緒にやってきたのか、それをお聞きしたいと思います。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えをいたします。

実施事業そのものは、指定管理者が言い出したことで、実際実施するに当たっては、行政と一緒にやって行っております。

2番（加藤信康君） 行政と一緒に、実施するに当たっては行政と一緒にやっているということですが、今回、予算が財団法人地域創造というところから出ます。この別府市、行政に補助をする、そして、それをそのまま実施主体に補助をしていくというその意味合いなのですけれども、わかりますかね。結局行政が、行政の仕事として絡まないこの補助金は出せませんよという意味合いがあるだろうと思うのですけれども、その意味ではやっぱり市の行事になると思うのですが、今回、指定管理者の方が探してきたというような雰囲気があるのですよね。そうなりますと、実施事業で努力してきた結果でいいのですが、やっぱり市を通過してもこの500万円はやはり市のお金になってくるわけなのです。それで、やっぱり市がどれだけ関与するかというのが大事だと思います。だから、その目的なのです。市民の文化高揚、オペレッタというのは、私もなかなかなじみはないのですけれども、市民文化の高揚のために行政として関与するのだ、そういう意思がやはり僕は欲しいなと思うのです。

なぜこういうことを言うかということ、指定管理者、市民ホール、そしてまたピーコンが指定管理者になりました。そして、以前私も質問しましたけれども、コンベンション誘致がおそろかになりませんかということをお聞きしました。「コンベンション誘致の推進協議会等と一緒にやってやります」という答えをいただいたのですけれども、最近、あそこの使用等については大きなコンサート等が開催されて、別府市にとっては非常にいいことだというふう思うのですけれども、例えば大きな国際会議等々を呼ぶときに、やっぱりこのコンベンション誘致協議会——正式な名前はちょっと思い出せませんが——が

動いて誘致をしなければならないだろうと思うのです。今回はコンベンションリンケージの指定管理者の努力ということですが、しかしながら、今後、APECとかいろいろ話がありましたけれども、大きな国際会議なりコンベンションを誘致する場合には、この協議会がやはり中心になっていかなければならないと思うのですけれども、そういうルールづくりが欲しいと思うのですね。「指定管理者の努力です」ということになりまして、この内容がたまたま「市民」がついていますから、市民の文化高揚。確かにオペレッタというふうになると市民文化高揚でいいと思います。では、漫才だったらどうなるのですか。最近はやりの若い人たちが好きなグループでも文化になるのですか。そうなりますと、やっぱり指定管理者が少しでも収益を上げるための努力としてやっている部分については認めるのですけれども、市が共催ですから、主体的に入っていくという意味合いからすると、やっぱりこの補助金が出た後の、お金の問題もそうなのですけれども、結果もやっぱり知らせていただきたいなと思います。

この会計については、これはもう指定管理者の中ですべて、指定管理者の1年間の報告の中に上がってくるのでしょうか。そこをお聞きしたいのですけれども。

観光まちづくり課長（清末広己君） お答えいたします。

収支につきましては、指定管理者の方ですべてとり行います。

先ほどの別府市のかかわりなのですが、宝くじの普及・広報活動の一環として財団法人が実施する推進事業でございますが、この予算につきましては、行政が申請をして、いわゆる別府市が申請をして、別府市が一応受け入れをして事業実施者に交付をする、そういう仕組みになっておりますので、あくまでも別府市が窓口になります。

2番（加藤信康君） いわば保証人になったみたいなき感じですよ。別府市を通さないと実施主体、いいかげんな実施主体にはさせませんよ、だからちゃんと保証してくださいよということだと思います。やることは、僕は別に問題はないと思います。だから、やっぱりコンベンション誘致との、今後起きてくるであろうルールづくり、振り分けをしていただきたいな。たぶん大きな国際会議等があったときには別予算で、ピーコンプラザはただ借りるだけというような形になってくるのだらうと思うのですよね。そして借賃なりを支払うということになると思うのですけれども、今回はもう向こうにすべてさせてしまう。僕は、市がやっぱり市民の文化高揚のためにやるというのであれば、当然市の持ち出しもあっていいだろうと思うし、観光まちづくり課、場合によっては観光協会も含めた人的な御加勢、協力もあってしかるべきというふうに思っています。

こういう事業がこれから先もどんどん出てくると思いますけれども、やっぱり行政と指定管理者、向こうが持ってきたからというのではなくて、持ってきた段階でどういう状況でやっていくか、どちらがお金を出すか、どちらがどういう協力をし合うかというところは、早い段階で話し合いをして、そして市の共催ですから、ほとんどこれは市が絡んでいるというふうに思っているだろうと思うのですね。ただ、今は財政的に厳しい状況、人的にも非常に厳しい状況ですから、お任せしますよ、議論の経過はそうになりましたよという分であれば、それは仕方がないというふうに思いますけれども、ぜひそういうふうにも今後コンベンション誘致推進協議会ですか、誘致を進める協議会の活動を活発化していただきたいというふうに思います。日常的にやっていないとそういう情報が入ってこないだろうと思いますから、ただ指定管理者に任せたから、向こうが探してきたことだけをやっていくというのは、僕は間違いだろうなというふうに思いますので、そういう意味でぜひコンベンションの誘致に力を入れていただきたいことをお願いして、終わります。

14番（平野文活君） それでは、議案質疑をさせていただきます。

まず、補正予算の16ページ、地域活性化・きめ細かな臨時交付金とか、地域活性化・公共投資臨時交付金とか、こういうお金が入っているようではありますが、これはどういう

趣旨のお金が説明をしていただきたいと思います。

政策推進課長（浜口善友君） お答えをいたします。

それぞれきめ細かな臨時交付金、それから公共投資の臨時交付金につきまして、それぞれの概要を御説明いたします。

公共投資の臨時交付金につきましては、経済対策におきます公共事業の追加に伴う地方負担の軽減を図るということと、軽減を図りまして、国の施策と歩調を合わせて地域における公共投資の円滑化を図る、実施するというのがその目的でございます。

きめ細かな臨時交付金につきましては、対象事業といたしまして、危険な橋梁の補修、それから景観の保全の必要性から電線の地中化や都市部の緑化、森林における路網の整備、その他公共施設等の建設、または補修・修繕に係る事業で、きめ細かなインフラ整備を速やかに、またかつ着実に実施を図るということを目的に設立されたものでございます。

14番（平野文活君） 昨年来のいわゆる100年に1度の経済危機ということに対応して、前政権麻生内閣以来、こうした臨時交付金というのが出されておりますですね。いただいた資料によりますと、公共投資臨時交付金の方は、全国で1兆3,000億円。この中から別府市に1億1,200万円が交付された。「きめ細かな」方は、全国5,000億円のうち別府市に1億5,600万円が交付された、こういう説明を受けました。それでは、別府市はこの交付金を何に使うということで、この予算が出されておりますか。

政策推進課長（浜口善友君） お答えをいたします。

公共投資の臨時交付金につきましては、消防車両の購入費、屈折はしごつきの消防自動車というふうなことに充てております。「きめ細かな臨時交付金」につきましては、林道に要する経費、林道整備の工事費でございますが、乙原榎下線、それから内成のバス路線の変更に伴う道路整備、それから街路樹の植栽、それから別府公園の整備に係る部分でございますが、トイレ、南側にトイレを新設いたします。水飲み場、それからテーブル、ベンチの設置、それから鉄輪上の広場整備に要する経費で段差の解消の工事、それから水路整備に要する経費、それから小学校・幼稚園の施設整備に要する経費で、以上「きめ細かな交付金」につきましては1億5,682万8,000円で、今申し上げました事業費が1億8,000万ほどございますが、市の単独分としてその交付金の差額で2,300万ほどを充てております。

14番（平野文活君） いただいた資料によると、21年度では「きめ細かな」の方は8事業ですね。このほとんどが地元業者の仕事に回る事業だと思います。

一方、公共投資の方は、はしご車を購入するということですが、地元業者ではしご車を製造しているところがありますか。

政策推進課長（浜口善友君） お答えをいたします。

ございません。

14番（平野文活君） それで、なぜ地域活性化の経済対策になるのですか。しかも、この補正予算を見ると、このはしご車の購入というのは、もう当初予算で予算が上げられているのでしょうか。すでにはしご車は購入しているのですか。今からするのですか。

政策推進課長（浜口善友君） これからであります。地域の活性化ということでございますが、公共投資につきましては、まず公共事業等の追加に伴う地方公共団体の負担の軽減を図るというふうなことも目的でございますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

14番（平野文活君） 今の答弁でいみじくも言った、地方自治体の負担軽減ということもこの交付金の使い道としては可能だ、ということによってこれに充てたということですが、もともと起債ではしご車を購入する、財源の一つとして起債を打っていた。この財源を、たまたまこういう交付金が来たので財源を振りかえましたというのが、今度の補

正予算の内容ですね。それで間違いないですか。

政策推進課長（浜口善友君） 財源の振り分けについては、そのとおりでございます。

14番（平野文活君） 昨年来、ほかの議員さんからも、あるいは委員会の中でも、いわゆる地元業者の仕事が非常に少ない、非常に困っておるというので、市独自のいろんな予算を組んだりしていますよね。まさにこの臨時交付金というのは、そういう業者に仕事を回したい、つくりたいということで財源を、ない中で財源を全国に振り分けているのではないのでしょうか。それを1億1,200万円も地元業者に回さんではしご車に回した、財源にした。財源に振りかえた、もともと予算を組んでおったやつを。これでどうして経済対策になるのか、景気対策になるのか、業者の救済になるのか、全く理解ができない。

昨年も同じようなことがあったのですよ。昨年3月の議会で私も指摘をさせてもらいましたが、これは麻生内閣のときの臨時交付金で地域活性化・生活対策臨時交付金でしたが、そういう名前でしたね。約2億円が別府に来た。それを保健センターをつくるという、もともと一般財源などでやろうとしておったものを、財源を振りかえてそういうことをやったですね。それが経済対策になるのかということ指摘をさせてもらいました。

同じようなことが、今回起こっておるのですよ。浜田市長に聞きたいのです。せっかくこうした形で経済対策として来たお金を、こういう使い方をしていいのか。あなたは、こういう考えでこういう使い方を承認したのか。答弁願いたいと思います。

企画部長（梅木 武君） 公共事業の臨時交付金につきましては、これは去年の6月、自民党政権時代に経済危機対策臨時交付金と公共投資の臨時交付金2本でセットで経済対策をされたものであります。そして、この公共事業費の交付金につきましては、6月補正以降、国の経済対策に伴う補正予算、別府市でいいますと富士見通り鳥居線ほかで1億3,000万工事をしました。それも当然、地元業者が請け負いました。そして、それに伴って例えば補助が2分の1来ますので、残りの2分の1の6,500万は地方負担となります。その地方負担を軽減するために、その9割程度について今回臨時交付金として来たものであります。ですから、ベースとしては国の補正予算に伴って地方が負担した分の9割程度をこの公共投資臨時交付金で補てんするということですから、今回の財源措置についても、もう富士見通り鳥居線とか協議の部分とか国の補正予算に伴う公共事業として実施しておりまして、その残りの地方負担について国から公共投資が来るということで、今回消防の車両については、もうすでに買ってありますけれども、趣旨がそういう趣旨でありますので、当然起債を少なくしようということで財源補正をさせていただきました。

14番（平野文活君） ほかのことを聞いておるのではないですよ。はしご車の購入が経済対策になるのかということ聞いておるのです。ただ……、ちょっと待ってください。政策推進課長は、今から購入すると言おうとした。今、部長は「もうすでに買っていません」と言った。どっちが本当ですか。

政策推進課長（浜口善友君） 失礼いたしました。答弁は間違いでございますので、この場でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

14番（平野文活君） すでに買っている、はしご車の財源を振りかえた。道路の話聞いておるのではないのですよ。はしご車の購入の、しかも財源の振りかえがどうして経済対策、景気対策になるのかということ市長に聞いたのです。答弁してください。

企画部長（梅木 武君） 何度も同じ答弁になりますが、その前提条件としては、国の補正予算に伴って発生した地方負担額の補てんのために、その9割程度を臨時交付金で国から交付されるということで、もうすでに富士見通り鳥居線とか市の単独負担が発生していますので、その相当額を地方負担の解消といいますが、軽減に充てさせていただいたということでございます。

14番（平野文活君） 市内の中小業者に少しでも仕事をという発想が、極めて希薄。

市財政の足しに、幾らかでも市財政の足しにしたい、こういう発想が極めて強い。それが経済対策になるのかということであります。

国が示した要綱をいただきました。たくさんメニューがあります。例えば安全・安心な学校づくり、水道事業における耐震化など、あるいは住宅の改良・耐震化などなど、たくさんメニューがあります。こういうメニューはほとんど地元業者でできる仕事です。こうしたメニューが示されながら、あえてすでに購入している消防ポンプ車の財源に充てた。全くこの1億2,000万のお金は、せっかくのお金が消えてしまった、景気対策という観点からすると。というふうに言わざるを得ない。

浜田市長が答弁に立たないようですが、ぜひ見解をお聞きしたいと思います。

副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

先ほども企画部長の方から御答弁をさせていただきましたように、今、地方負担の軽減という、そういう目的もございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

14番（平野文活君） 要するに、少しでも地元業者に仕事をという発想は、この交付金に関してはとらなかつたということですね、であります。

次に移りたいと思います。もう一つ、31ページに介護療養型医療施設転換整備事業費補助金4,400万円というのがありますが、これについて説明をお願いします。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

この補正に関しましては、介護療養病床を平成23年度末をもって廃止、介護老人福祉施設、通常「特養」と言われている部分ですが、また介護老人保健施設、「老健」と言われている施設でございますが、等への転換という国の考え方に基きまして、市内の医療法人が介護療養型医療施設、介護療養病床44床を老健へ転換するのに際し、その経費の一部を助成するものでございます。国の交付金を別府市が受け入れまして、事業者へ補助金として交付するものでございます。交付金の額は、1床当たり100万、合計で4,400万となっております。

14番（平野文活君） いわゆる自公政権時代に介護療養型病床群というのは全廃するという方針が出されて、その別府市におけるある意味では第1号の具体化かなというふうに思います。なぜそういう、もともとそういう療養型のベッドが新しい制度としてできたのか。いわゆる介護療養型のベッドがつけられた趣旨というか、目的というか、わかりますか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） 非常に微妙な部分でございますが、医療と介護のくくりといたしますか、仕切りというのはなかなか難しい判断があるわけなのですが、基本的には、一定程度医療が進みますと、それからの部分に関しては介護で見るとというような形の中で、介護療養病床ができたというような次第でございます。

14番（平野文活君） そうですね、これはもうだれもが体験している話でありますけれども、いわゆる病院への入院が長期化すれば、「もうあなたは出てください」と。これがひとつ何といたしますか、長期化すれば病院の収入というか点数が下がるというような、そういう仕組みがつけられた。このこと自身が問題なのですが、たくさんの方がそのことで悩んできたと思うのですよ。幾ら探しても受け入れてくれるところがない。ついには仕事をやめて家で見るかというようなことなども、それもしかしてできない、どうするかというようなことで、みんなが悩んできた。それで介護療養型、あるいはもう一つ医療療養型というのがありますけれども、そういう制度をつくったのでしょ。今度は、その介護療養型を全廃するという方針で、老健にすると。それなら介護療養型と老健施設というのは、どこがどういうふう違うのか説明してください。

高齢者福祉課長（松永 徹君） 介護療養型と医療施設、どういうふうな違いがあるか

というような話なのですけれども、介護療養型の部分に関しましては、療養病床を有する病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し施設サービス計画に基づきまして療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、それから機能訓練等の必要な医療を目的とした施設ということになっております。また、医療の方に関しては、この介護療養型施設に比べまして、医療のウエートが占める部分が多いというようなものが医療型施設というふうになっております。

14番（平野文活君） 老健施設についての説明が、ありませんでした。

高齢者福祉課長（松永 徹君） 老健施設、介護老人保健施設と言われるものですが、この部分に関しましては、要介護者に対しまして同様に施設サービスに基づき看護、医学的管理下での看護、それから機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話をを行うことを目的とした施設というふうになっております。

14番（平野文活君） 非常に難しい説明をしましたがけれども、いわゆる療養型病床群というのは、一般病床とは違って、一般病床では3カ月過ぎたらかわってくださいというふうになる。一定の長期療養が可能という形でこの療養型病床群というのは新しくつくられたのですよ。では、老健施設というのは、そういう医療や看護が長期にわたって受けられるいわゆる療養型病床群と同じですか。長期にわたってそういう医療、介護が受けられる施設ですか。もうちょっと、そこのところをわかりやすく説明してください。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

老健施設と申しますのは、基本的には在宅復帰を目的としまして、それに備えての準備をするような施設になっております。わかりやすく申し上げますとリハビリ、こういったものが中心になるような施設ということになっております。

14番（平野文活君） この老健施設も原則3カ月というふうになっているのを御存じですか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） はい、存じ上げております。

14番（平野文活君） つまりどういうことかといいますと、一般病床では3カ月以上たったら、「もうどこか出ていってください、退院してください」と言われる。行くところがないということで療養型がつけられた。今度はこの療養型を全部廃止して、今度は老健施設にかえるのだ。では老健施設とは何かといったら、今言われたようにリハビリ中心で、これも3カ月が原則。それでは長期療養が必要なお年寄りは、どこに行くのですか。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

今回の転換型の老健につきましては、一般的な従来型の老健と若干異なりまして、介護療養型という部分もつくられておりますので、そういう形の中でフォローはされていくものだというふうに考えております。

14番（平野文活君） それがフォローされないのですね。そういう長期療養型の全廃という方針を前政権がつくった。その一つの流れとして今度の予算に出ているわけですが、新しい政権は、この全廃ということについてどういう見解を持っているか、わかれば説明してください。

高齢者福祉課長（松永 徹君） お答えいたします。

当初、もう御存じだと思うのですが、23年度末までに介護療養病床を廃止するという方針が打ち出されました。しかしながら政権交代後、現厚生労働大臣がこの方針を凍結するというような表明をされたところでございます。我々としては、非常にこの発言を重く受けとめておるわけなのですが、その後、このことに関しましては新たな情報が寄せられてない状況でございます。今後の動向に注視していきたいなというふうに思っているところでございます。

14番（平野文活君） そういふことですから、いわゆる前政権で決められた方針の一



つの流れとして、今回、政権交代後に別府市では具体的にあらわれた。しかし、そもそもこういう全廃という方針は再検討しなければいかん、とりあえず凍結というのが、新政権の方針ですからね。ですから、つまりどういうことかということ、それだけこの全廃という方針は問題があるということなのです。行くところのない医療難民と言われるお年寄りをつくり出してきた。これを解決するための病床群だった。それをなくして、再び難民をつくる、こういうことになりかねない。

いろんな具体的な事例も聞いております。この全廃方針を国が凍結ということでありませんが、後期高齢者についてもすぐ廃止すると言っておったのを、それがどうなるかわからんような事態に今なっていますから、凍結といっても、これが本当にどうなるのかということは、私自身も危惧がありますし、新政権の対応についてありますけれども、少なくともこの療養型の全廃という方針の見直しということが大きな政治課題になっていることは確かですよ。これは実際に長期療養を必要とするお年寄り、あるいはその家族から見れば、この新政権の対応はかすかな希望と言わざるを得ない。

ですから、今度の予算は、本当言ったら再考すべきではないか、こういうふうに思うのですけれども、市長、そういう療養型の全廃ということについて、ぜひそれはもうやめて、安心して療養ができる、そういう施設も残してくれということをお願いして国にやっぱり別府市としても、地方というのはそれぞれそういう実態を踏まえている、身近に接しているところでしょう、いろんな相談を受ける場所ですから、やっぱり別府市も地方自治体の一つとして国に強くこの存続を求めるべきではないかなと私は思いますが、いかがですかね。

高齢者福祉課長（松永 徹君） 先ほども答弁させていただきました。最高責任者でいらっしゃる厚生労働大臣がそういうふうな発言をしたということは、非常に重要視しなければいけないのかなというふうに思っております。その後、新たな動きというのがないわけなのですけれども、まだ期間としては2年残っているわけで、早晚その辺の部分に関しては明らかにされてくるものというふうに考えております。

14番（平野文活君） 市長の答弁を聞けませんでしたけれども、ぜひとも別府市としても、こうした本当に難民をつくらないための意見をどんどん国に上げていただきたいということを強く要望しまして、質疑を終わります。

26番（泉 武弘君） 21年度最後の補正予算が上程されました。一般会計で425億、特別会計で434億。一般会計では前年対比で6.5%のマイナス、特別会計では2.7%のマイナス、合わせますと4.6%のマイナスとなっています。

さて、この21年度の最終計数整理にも値するような補正予算でございますけれども、まずお尋ね申し上げたいのは入りの部分、歳入面において市税それから交付税、これの最終見込額と前年対比額がどうなるのか。それから、基金取り崩し額は今年度どのくらいで、残がどのくらいになるのか。また、出の部分。支出部分で扶助費はどのような動きをしているのか。これをまず御答弁願いたいと思います。

政策推進課長（浜口善友君） 20年度の決算と今年度の決算見込みの対比ということで、地方税につきましては、20年度の決算でございますが、146億7,712万円...

...

議長（野口哲男君） 課長、ちょっと待ってください。マイクをもう少し近づけて。向こうが聞こえない。

政策推進課長（浜口善友君） 税につきましては、21年度の決算見込みでございますが、139億7,015万7,000円ということで、交付税につきましては、20年度の決算でございますが、68億7,376万3,000円でございます。それと、21年度の決算見込みでございますが、71億2,649万4,000円でございます。

基金の取り崩し額でございますが、21年度については5億5,000万でございます。

主要4基金でございますが、同じく主要4基金の21年度の末が約78億5,600万ほどになるかというふうに思います。

あと、歳出面の扶助費でございます。20年度の決算で118億1,079万5,000円、21年度につきましては、21年度の見込みにつきましては130億5,223万4,000円。

26番(泉 武弘君) だから、増減はどうなったのですか。

政策推進課長(浜口善友君) 失礼いたしました。お答えをいたします。

地方税につきましては、減でございますが、7億600万ほど。地方交付税につきましては、プラス2億5,200万ほどでございます。それと扶助費につきましては、12億4,100万円ほどでございます。(発言する者あり)扶助費につきましては、プラスでございます。

26番(泉 武弘君) 税収が大幅に減ったのですね。それで扶助費が12億4,000万ふえた。これは、財政構造上から見ると大変厳しい21年度である、このように申し上げてもいいと思うのですね。

そこで、基金残78億を22年度予算ではどのくらい取り崩していくのか。これを御答弁願いたいと同時に、21年度決算見込みで経常収支はどのくらいになると予測しているのか。この2点について御答弁ください。

政策推進課長(浜口善友君) お答えをいたします。

経常収支比率につきましては、実際に20年度の決算で95.5%でございます。実際に決算してみないとわからない部分もございしますが、数値的にはどのくらい見込むかというのは非常に難しいところで、それ以下を目指すというふうなところでございます。

それと、基金の取り崩しにつきましては、14億6,000万ほどを予定しております。

26番(泉 武弘君) 市長、今、政策推進課の課長から21年度予算並びに22年度予算に関連する答弁がありました。当市の財政の状況を20年度決算数値で95.5%の経常収支、これ自体が異常だと思わなければいけないのですね。これはもう異常な数字になっている。この中で、市長が公約で上げています財政のむだを徹底して省く、一円でも多く住民の福祉に回せる金をつくり出す。この市長の選挙公約は、まさに私的を射たものだな――それをやったかどうかは別ですよ――ただ公約としては非常にいい公約だなという気がしています。この問題は、一般質問ですでに通告していますので、詳しい議論はそこで行いたいと思いますが、財政を預かる部長、課長には、より一層のやはり費用対効果を考えた予算編成、予算執行を求めています。このことを最初にお願いたしておきたいと思います。

さて、退職勧奨に伴う予算1億2,374万7,000円が計上されています。このことについてお尋ねをしますけれども、これは退職勧奨制度に基づく予算の計上なのか、それとも早期退職優遇制度に基づく予算の計上なのか。いずれの根拠に基づく計上なのか、御答弁を願いたいと思います。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

この分につきましては、退職勧奨の制度に基づくものでございます。

26番(泉 武弘君) 退職勧奨の優遇措置要綱第2条がありますね、これは別府市の要綱ですが。退職勧奨は、必要が生じた場合に任命権者が行うというふうに決められていますけれども、どのような必要性が生じたのか、具体的に答弁してください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

この必要が生じた場合というふうなことでございますが、職員の新陳代謝の促進あるいは人件費の削減に結びつけること、また職員の年齢構成の偏りから来る退職金の支払いが特定年度に集中しない、そのようなことによって財政を圧迫することを防ぐという目的か

ら、現在勤奨制度が行われている状況でございます。

26番(泉 武弘君) そこで、退職勤奨制度になりますと、具体的に期間。どのくらいの期間を退職勤奨制度活用期間として定めるのか。それから、具体的に人員。どのくらいの人員を退職勤奨に伴って削減するのか。さらに言いかえますと、人件費の減額にどう結びついていくのか。こういうことが、具体的に示されなければいけません。

これは、私がインターネットで検索しました浜田市では、具体的に効果等がホームページで公開されています。別府市は、今、職員課長から御答弁がありましたように、退職勤奨制度に基づく今回の予算措置である。では、お知らせください。期間、人員、効果、これについてはどのように定めているか、御答弁ください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

退職勤奨におきましては、一定の制限があり、年齢的には25年以上の勤務、そしてさらに50歳以上、そして退職の意思の表示期間が限定され、また退職する日も翌年の3月31日ということ限定しているところでございます。また、人員等につきましては、当初計画しているものではございません。

26番(泉 武弘君) それは課長、おかしいのではないですか。「退職勤奨」という名を借りて退職金の上積みをやっているのではないですか。違うのですか。御答弁ください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

制度にのっとってやっておりますので、そのような認識はございません。

26番(泉 武弘君) では、浜田市長になってから定年退職でやめた方の平均退職金額と、今言われる退職勤奨によってやめた人たちの退職金額は、どのくらいの差があるのですか。御答弁ください。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

まず、定年でやめられた方でございますけれども、例えば平成20年度におきましては54名で、平均的には2,665万7,000円でございます。また、平成20年の勤奨でやめられた方につきましては、6名おりまして、平均的には2,716万4,000円というふうな形でございます。

26番(泉 武弘君) 浜田市長が誕生してから、15年から21年までの退職勤奨でやめた方が103名ですね。総額で28億5,482万5,662円、平均退職金額は2,771万6,754円。定年退職者を見ますと、定年退職者265人、金額で71億4,614万3,360円、平均で2,696万6,578円となっています。勤奨でやめた方が、定年でやめた方よりも75万多いということになっています。これは、国家公務員は退職勤奨制度に基づく退職の場合の上積み金というのはあるのですか、ないのですか。

職員課長(豊永健司君) お答えいたします。

当市では、国に倣ってやっております。

26番(泉 武弘君) これは、インターネット検索ですから、私がすべてを調査したものではありませんので、最初におことわりしておきます。このインターネット検索の中で、国家公務員の退職勤奨に基づく割り増し金についての質問がありますが、国家公務員には退職金の割り増しはないというふうにこの中ではなっています。

そこで課長、別府市の退職勤奨は、私は法的に不備があるのではないかなという気がしてならないのですね。まず法的な不備の面を申し上げますと、期間内、退職勤奨をいつからいつまでの間に行うのか、このことが明示されていません。期間が定まった後にどのくらいの人員を行うのか、この人員も定かではありません。退職勤奨を行った場合の行財政に及ぼす効果額についても明示がありません。ここらは、私は今から整理していかなければいけない問題ではないかというふうに考えるのですけれども、課長、どう思いますか。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

年々勤奨退職者数の数は、徐々に減っている中でございます。今後につきましては、そのあり方についてやはり見直しをしなければならない時期に来ているというふうな形は思っております。

また、ただ勤奨時の退職金について、先ほど御指摘があったような形で優遇措置があるものの、その者が定年まで働いたときの人件費を考えたとき、その分が少しでも抑制できるということも御理解していただきたいと思っております。

26番（泉 武弘君） そのことを、当該課の職員課長が言及するのはいかがなものかなと思うのです。早期退職をすれば人件費の削減につながる。これを逆説的な見方をしますと、もう50歳からあなたたちは能力がないのですよ。給与に見合う働きをしてないのですよ。だから、早くやめてもらう方がいいのですよということを言っているような気がしてなりません。やはり60歳定年ですから、60歳までは給与に見合う働きをしてもらう、これが原則なのでしょう。

ならば、お聞きしますね。先ほど退職勤奨制度の目的を「人件費の削減」と、こう言われましたね。人件費の削減を行おうとしている別府市は、浜田市長が就任してからの平成15年から平成20年までに213名採用していますね。さらに21年から24年までに新たに136人を採用しようとしているのですよ。このうち技能労務職で、29名採用している。退職勤奨制度に基づいて人件費削減を目標にということであれば、新規採用も凍結または縮小すべきではないのですか。そこに一体感とか整然性とか、そういうものが生まれるのではないのですか。片方では、今、隣に河野委員長が取りまとめをしています事務事業の民間委託・移管の問題、これを議会は要望しようとしている。片方では、行政が本当に必要かなと言われるような職員採用をしている。これでは人件費削減にならないのですか。

確かに採用時の人件費で見えていきますと、将来的には変わらないのですね、ずうっと定年までいくわけですから。これでは、僕は合理性とかいうものが生まれないと思うのですけれども、課長はどう思いますか。

職員課長（豊永健司君） 確かに議員御指摘のとおりだと思っております。

26番（泉 武弘君） もう1点の問題はどこかといいますと、別府市の退職勤奨制度は、二つのものの組み合わせによって行われているのではないかと、こういう気がしてならない。

ちょっと読ませていただきますね、私なりに調査してきましたから。まず、退職勤奨というのはどういうことを言っているのか。使用者が、労働者に対して経営上または業務上の必要性により雇用契約の就労目的に合意解約を申し込んだり、申し込みの働きかけをすることです。平たく言いますと、使用者が、働いている人に定年前にやめてくれませんか。この雇用契約を定年前に終了してくれませんかというのが、退職勤奨なのですね。ところが、私が「混在している」と言ったもう一つは、早期退職優遇制度ですね。これは、早期退職優遇制度は、雇用調整のために希望退職者募集を制度的、画一的に実施し、割り増し退職金の支払いなど優遇措置と引きかえに実施される制度、こうなっています。

別府市の場合は、この二つの制度を混在させて退職勤奨制度ということで現在割り増し金を払っている、このように理解をしていいのではないのでしょうか。見解を求めます。

職員課長（豊永健司君） お答えいたします。

退職勤奨あるいは早期退職優遇制度でございますけれども、今御指摘のあったように、別府市では同様な形で現在対応しているところでございます。

26番（泉 武弘君） 市長、この前、わたりの問題について質問しましたね。それから職員厚生会の問題についても厳しく指摘をしています。それで今回、この退職勤奨制度

についても、もうこのぐらいで質疑を打ち切りたいと思うのですが、これは大変問題を含んでいる。このまま看過はできません。それは、退職勧奨というものの立法趣旨運用のあり方から見て、やはり市民が納得できる、議会が納得できるというものにしなければいけません。僕は、退職勧奨は一般質問の中でやらせていただきますけれども、退職勧奨はやるべきだ、当然やらなければ人余り現象が生じている。これはまた具体的に提言したいと思いますけれども、やはりこの機会に「退職勧奨制度」という美名でこのような行為を続けることに違法性はないのか、問題点はないのかということを整理すべきだと思いますけれども、市長の見解を求めます。

総務部長（中尾 薫君） お答えいたします。

今、議員の方から勧奨制度と定年前早期という割り増し制度があるのですが、その混同等も踏まえていろいろな御意見をいただきました。現在、人事当局としても、議員御存じかと思いますが、平成25年度から定年延長の法制が、今検討されております。法制は24年度にはできるのではないかというふうに議論されております。そのような中であって、一方では定年を延ばしながら、一方では勧奨を一律的に行うというのは、相矛盾するものが当然生じてくるのではないかというふうに、基本的に考えております。

ただし、議員のおっしゃったようにいろんな形の中で勧奨という制度はやはりいつ、いかなる状態、また市の大きな方向として必要であろうというふうに考えておりますが、従来行われていたような一律的な方向というのは、定年制延長という流れとは矛盾していくものだというふうに考えておりますので、早期に今の運用方法も踏まえて検討して、一定程度の方向を出していかなければならないというふうに考えております。

議長（野口哲男君） よろしいですか。（「市長答弁を求めた」と呼ぶ者あり）

市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員御指摘の部分については、理解がいただける部分もありますので、しっかり検討したいと思っております。

26番（泉 武弘君） なぜこの問題に入る前に、別府市の21年度決算数値見込みについて触れたかということなのですね。現下の市の財政状態は大変厳しいものがある。それで、市長が公約した「財政は徹底したむだを省き」というくだりもありますことからするならば、こういうことを速やかに改善する、これはもう当たり前のことなのですね。地方自治法2条14項にいつも触れますけれども、最少の経費で最大の効果を生む。行政の運営、実行については法を遵守する。これはもう当たり前のことなのです。当局の取り組みを加速していただくようお願いをしておきます。

先ほどからお二方が、芸術の予算についてお話をされました。文化芸術の取り組み、アルゲリッチが大変高い評価を得て、全国的にも「別府のアルゲリッチ音楽祭」ということで評価を受けています。このことは、僕は大変いいことだと思っています。それで今回もこれは入りの部分が宝くじであり、出の部分がこの団体ということですから、やはり別府市は経由所としてやられるということです。こういう取り組みの中で、生涯学習課の課長、お入りください。

え、うそだろう。これだけの文化的な取り組みをしている別府市でそんなことが本当にあるのかなということだけ、市長ね、問題提起をさせていただきたいと思います。

中村市長の時代に玄関にピアノがありましたね、立派なピアノがありました。あの上で大変有名な方が実はサインをしている。このサインの主はだれなのですか。そして、その人の評価はどういう評価がされているのですか。生涯学習課長、答弁ください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

ピアノにつきましては、アルフレッド・コルトー、世界的な演奏家でございます。

26番（泉 武弘君） 市長、今言いました、あのピアノにサインしたアルフレッド・

コルトーというのは、世界でも有数の音楽家なのですね。今、どこに置いているのですか。恐らくピアノが健康を害して寒いのかもかもしれませんけれども、浜田温泉の資料館に西日を受けて置いているのですよ。これは間違いないかどうか、答弁してください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） 御指摘のとおりでございます。浜田温泉資料館に設置しております。

26番（泉 武弘君） 課長、ピアノというのは、暖をとらなければいけないのですか。こういう質問を「嫌な質問」というのでしょうか。ピアノの調律で湿度とかいうものは、ものすごく大事なもののなのですね。このアルフレッド・コルトーのピアノが、使いもされない浜田温泉資料館で西日を浴びて悠々自適の生活をしている。これは、本来の中央公民館に戻すべきではないのですか。そこはどう思いますか。答弁してください。

生涯学習課長（檜垣伸晶君） お答えいたします。

御指摘のとおり、一日も早く中央公民館の方に戻せるよう努力したいと思っております。

26番（泉 武弘君） やはり芸術文化ということを標榜するのであれば、それだけすばらしい価値のあるピアノを、本来市民が活用される場所に戻すべきだ。もうそろそろ返してあげないと、西日を浴びて日焼けしてしまったらいけません。

教育長、これはできるだけ速やかに、価値のあるピアノですから、そういう場所、その価値にふさわしい場所に移していただくようお願いをいたしておきます。このような問題でまた質問することがないように、くぎを刺しておきたいと思えます。

それから、観光港の埋立地の問題が出ていますが、これについてお尋ねをしたいのですが、この担当の課長、お入りください。

議第6号の新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてということになっていますが、これで一番お聞きしたいのは、この事業の経緯です。今回のこの区域の変更については理解できますけれども、この事業の開始年度と今日までに要した事業費ですね、これについて御答弁をください。

都市政策課参事（坂東良昭君） お答えします。

この事業は、観光港は第3埠頭までであるのですが、実質に今、第4埠頭を整備しております。その目的は、大規模震災時の緊急物資の搬入拠点、また市民・観光客の避難場所として造成しております。事業は平成4年度に着手しております、完成を平成22年度に予定しております。総事業費が、国・県・市合わせまして115億を予定しております。

26番（泉 武弘君） 僕の聞き間違いでなければいいのですが、観光客や市民の避難場所にするとということですか。今度の地震で津波高60センチですね。あの場所に避難させるのですか。

都市政策課参事（坂東良昭君） これは、地震直後の津波の後の耐震強化護岸を持っていますので、物流拠点としての広域防災拠点としての整備をしています。

26番（泉 武弘君） これは緊急輸送路になるわけですがけれども、海上輸送路になる。そのことは僕は評価したい。観光客とかそういうものを、海側に避難させるのですかと聞いている。それはちょっと無理があるのではないかと思う。もしそれをさせるのであれば、させるでいいのです。6月議会に僕は防災を1時間やらせていただきます。そのときにまたじっくり聞きますけれども、本当にあそこが避難場所になるのですか。

都市政策課長（福田 茂君） お答えいたします。

ふだんにつきましては、市民のスポーツやイベント等の利活用にさせていただきたいという目的があります。緊急避難場所といたしましては、マイナス10メートルの耐震護岸岸壁でございますので、緊急物資の輸送あるいは防災上の拠点ということで、援護を受ける場合に自衛隊等、そういうところの物資の搬入等に利用させていただきたいということで整備をさせていただきました。

26番(泉 武弘君) 今の答弁で、わかりました。当然別府市の場合、国道10号、銭瓶を越えるという輸送路しかないのですね。海岸線が、特に別府湾口の地震というのが一番危険なのですけれども、あそこに地震が発生した場合に、どこから輸送物資を運ぶのか。この土地なのです。今、課長が答弁したとおり、ここで緊急輸送、海上輸送路で結ぶのですね。それであれば大変いいことだ。

そこで市長ね、皮肉ではありませんよ、海岸線をずっと見てください。ナフコの裏側も松の木でずっと覆われましたね。もう歩くのが楽しくて仕方ないくらい海岸が緑になった。もうすでに、植栽がほとんど終わっています。

それで北浜公園。これは海が見える公園ということで1億5,000万かけて海が見えるようにしました。その横の6,000坪に海が見えないイズミが来たわけです。その中で海岸線の一帯の中でこの約8,000坪の土地は、確かに貴重な土地なのです。そして活用方法も大きいのですね。22年度上がりということですが、市民が多目的に使えるように、ぜひとも整備を急いでいただきたい。これは、私はこの土地の活用いかんではあらゆる選択肢が可能になる、こういう気がしてなりません。一日も早い整備をお願いしておきます。

きょうは、議案質疑でございますから、余り掘り下げた議論はしませんが、もう一度だけ言っておきます。現下の別府市の財政状況は予断を許しません。ましてや国が今本当に破綻状況になっています。こういう中で自治体は自治体の独自の責任と、そしてまた実行というのを求められています。財政においても十分な予見性を持って確実に運営をしていただきたい、このことを議案質疑の最後をお願いをいたしておきます。ありがとうございました。

議長(野口哲男君) ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案については、お手元に配付いたしております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす4日から7日までの4日間は、委員会審査及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、3月8日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時25分 散会